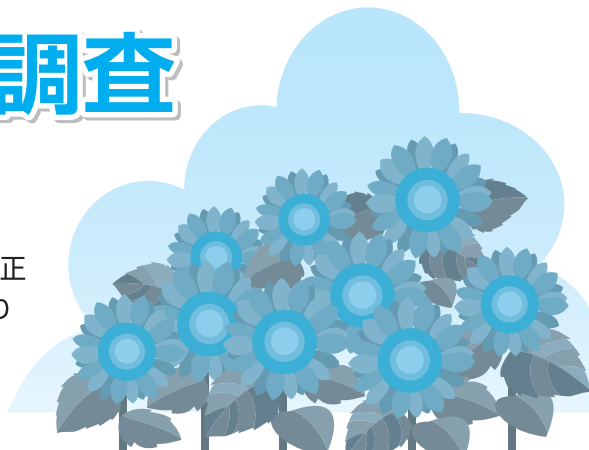


被保険者・被扶養者調査 実施について

当健康保険組合では、被扶養者認定時に健康保険法に基づいた厳正なる被扶養者資格審査を行っておりますが、厚生労働省の指導により被扶養者の資格調査を毎年実施することとなっております。

平成21年度につきましては、下記要領にて実施しますので、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。



調査対象者

●配偶者と22歳以上(平成21年4月1日現在)の被扶養者(ただし任意継続者を除く方)

調査実施時期

〈日程〉●調査表配布…平成21年8月下旬

●調査表回収…配布後約1ヶ月(各事業主により異なりますので事業主案内を参照してください)

調査内容

●収入の確認 ●現住所確認 ●同居・別居の確認 ●別居家族への送金の確認

健保からのお願い 扶養調査に関する添付書類について

パート・アルバイトしている場合は

収入の確認は給与明細でおこなっています。直近の給与明細3ヶ月分を添付してください。

※給与に変動が大きく、3ヶ月では証明できない場合は、必要な分だけ添付してください。



収入の無い場合は

平成21年度の方非課税証明書を添付してください。(非課税証明書は平成20年1月1日～12月31日までの収入状況に応じて判断されます)



別居している人を扶養にしている場合は

被保険者によって生計を維持されているかの確認は送金証明でおこなっています。被扶養者の収入を上回る送金が必要です。(手渡しでは生計維持関係の証明になりません) 第三者がみて送金元、送金先、送金金額がわかる「振込通知書」、または「通帳の(写)」の直近3ヶ月分の証明が必要です。(ただし、配偶者と学生の場合は送金証明を免除します)

※証明書は、1年を通していつでも提出できるように控えは必ず保管してください。

添付書類免除の対象者

●平成21年4月1日以降認定された被扶養者の方

詳細は健保ホームページ「保険証について」をご覧ください。 <http://www.yokogawakenpo.or.jp/>

平成20年度被扶養者調査表審査後の結果報告

対象者は22歳以上(平成20年4月1日現在)の被扶養者(ただし配偶者、任意継続者を除く方)と、平成19年度の調査表にて再審査または、指導になった方です。

【内訳表】

被保険者による 削除件数

※就職	収入増	結婚	送金証明書無	合計
48	25	1	2	76

※平成20年4月1日就職で削除の方です。対象の方は速やかに異動届と、保険証を事業主(会社)に提出して下さい。

【内訳表】

健康保険組合による 不認定・ 指導通知件数

不認定者			※指導者	合計
収入増	送金不足	添付書類未提出		
6	3	1	15	25

※指導者の方は何れも別居家族への送金が継続されていない方です。被保険者からの送金によって生計が維持されているかの確認をします。別居家族の方への送金証明書の控えは必ず保管しておいてください。



被扶養者資格のための条件

被保険者（本人）から見て、一定範囲内にある親族であること

健康保険の被扶養者の範囲とは

被保険者（本人）からみて3親等内の親族であることが必要です。同居（同一世帯）の場合は、年収が130万円未満（60歳以上の方または障害者は年収180万円未満）で、かつ被保険者（本人）の年収の2分1未満であることが必要です。

条件1

被保険者（本人）との生計維持関係があること
健康保険の「生計維持関係」とは

条件1に該当するとしても、さらに「被保険者に生計維持されている」ことが必要です。

生計維持とは、生活費の多くを被保険者に依存している状態のことをいいます。たとえ配偶者や父母でも十分な収入があり、家計を別にしてそれぞれ独自の生活を営んでいるときは被扶養者の対象になりません。被保険者の経済的状況や扶養の実績も含め総合的に判断します。

条件2

「同一世帯」とは単なる同居ではありません！

親族と同居していれば、必ず「同一世帯」と認められるわけではありません。健康保険法では「被保険者と住居及び家計を共同にすること」とされています。

被保険者（本人）と「同一世帯」ではない「別居」の場合

被保険者から、被扶養者の収入を上回る送金が行われていて、その送金によって暮らしがなりたっていることの証明として直近3ヶ月分の振込み通知書が必要となります。

年間収入の範囲

申請時点から将来に向けて年間で130万円以上の収入がないことを条件としています。固定収入がある場合、年間収入が基準額の130万円かどうかは、連続した3ヶ月の平均が（130万円÷12ヶ月）108,333円以下かどうか（給与の変動が大きく3ヶ月では証明できない場合は必要な分だけ提出してください）で判断します。

年の途中であっても退職などで収入がなくなった場合、今後見込まれる収入が基準額に満たない場合などは、被扶養者の申請をすることが可能ですので状況がわかるように記載してください。



参考：調査に関する法・関連通達

- 健康保険法施行規則第38条（被扶養者の届出）
- 健康保険法第197条（報告等）
- 健康保険法施行規則第50条（被保険者証の検認又は更新）

家族の合計収入による判断基準が変更になります

実父と実母・義父と義母・祖父と祖母など夫婦の場合

【例】

■父、母とも60歳未満

双方の年収合計	申請対象者
130万円未満	父母
130万円以上～230万円未満	収入の少ない方
230万円以上	父母とも対象外

■父、母の一方が60歳未満、もう一方が60歳以上

双方の年収合計	申請対象者
130万円未満	父母
130万円以上～180万円未満	
60歳未満の方が130万円以上	60歳以上の方
60歳未満の方が130万円未満	収入の少ない方
180万円以上～270万円未満	
60歳未満の方が130万円以上	60歳以上の方
60歳未満の方が130万円未満	収入の少ない方
270万円以上	父母とも対象外

■父、母とも60歳以上

双方の年収合計	申請対象者
180万円未満	父母
180万円以上～310万円未満	収入の少ない方
310万円以上	父母とも対象外

※60歳未満の方でも、障害者年金がもらえる程度の心身に障害がある方は年間収入が180万円未満となります。

健保からのお願い



被保険者（本人）、家族とも含め現住所（現在住んでいる所）の変更があった場合は、健保ホームページより「各種届出・申請書類」から「健康保険住所変更届」を取り出し、事業主（会社）経由で必ず健保へ届けをしてください。

